

認定こども園に係る利用調整について

国の子ども・子育て支援新制度説明会（9月11日）

資料6-6「子ども・子育て支援新制度における利用調整等について」一部抜粋

1 認定こども園の取扱い

1) 調整方法について

パターン1 すべての施設・事業類型を通じて利用調整する方法（従来から想定されている標準的な調整方法

パターン2 直接契約である認定こども園で、第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法

2) 対象となる市町村について

保育の必要度に応じた利用の保障との関係を両立させていくことが求められることから、対象となる地域については、パターン2の方法によることができる。

①利用状況に余裕のある市町村

②待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村

それ以外の待機児童が多い市町村のうち、3歳以上児に係る待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村については、3歳以上のみを上記のパターン2の方法に委ねることも可能。

3) 利用要件について

①幼稚園型認定こども園の2号認定のみ

②第1希望である施設以外は申し込まない。

③期日内に所定の手続きを行った場合

4) 手続きについて

11月1日及び認定こども園が指定した日に施設へ願書（2号認定に限る）を提出するとともに、認定申請書等の必要書類を11月17日（月）までに市に提出する。認定及び利用調整の結果、11月中に内定通知をする。

5) 周知について

①市主催保護者説明会（10月16日から）

②市報11月1日号